

正

副

(注)都市計画法第 53 条の許可を受けた後、建築確認書を提出
建築主事の確認を受けてください。

許 可 申 請 書

八 尾 市 長 殿

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(電話 - - 番)

都市計画法第 5 3 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、
下記により、申請します。

記

1	建築物の敷地の位置 および地番			
2	建築物の構造 および階数			
3	新築・増築・改築 又は移転の別			
4	敷 地 面 積	建 築 面 積	延 べ 床 面 積	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
八尾市受付欄		許 可 証 欄		
		八尾市指令建都都第 号		
		平成 年 月 日		
		八 尾 市 長 田 中 誠 太		
		備 考		

条 件

本申請建築物は、都市計画事業の施行の際に撤去又は移転しなければならないことがあります。
なお、本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、その旨を十分説明してください。

(教 示)

この処分に不服があるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えをすることができます。

1. この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます(なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2. この指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、八尾市を被告として(訴訟において八尾市を代表する者は八尾市長となります。)大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、1の異議申立てをした場合には、処分の取消
しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- (備 考) 1. 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 印のある欄は、記入しないでください。
3. 4 欄(m²)については、都市施設の区域または市街地開発事業の施行区域内にかかる面積を記入してください。